奈良県告示第百二十一号

出があった。 いて準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり変更した旨の届 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第五項又は第六項にお

令和六年六月二十五日

奈良県知事 山 下 真

一般社団生駒市東松訪問看ボンホー二ョンくカみ	指定訪問看護事業者等 訪問看 とくは居宅介護事業者若 等又は 業者 事業所 名 称 主たる事務 名 所の所在地
る シ 護	訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所事業所有 称 所 在 地
二号 町 生駒市俵口	介護事業所上ション
一生所(事二二二上上五五東所	四 変 更
号	新項
月 一 日 六 年 五	変更年月日